

第25期 第37回大津市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和8年5月13日(水) 13時30分から15時30分

2 開催場所 大津市役所新館7階特別会議室

3 出席農業委員(15名)

1番	村田	省三	委員
2番	音島	義孝	委員
3番	大伴	四郎左衛門	委員
4番	本郷	忠史	委員
5番	井上	一夫	委員
6番	小谷	英利	委員
8番	音野	茂	委員
10番	正田	富美子	委員
12番	濱田	博之	委員
13番	上野	壽久	委員
14番	西村	浩	委員
15番	森	繁孝	委員
16番	石津	正嗣	委員
17番	上坂	雅彦	委員
18番	安井	善次	委員

4 欠席農業委員(3名)

7番	森元	直紀	委員
9番	上田	雄亮	委員
11番	万木	巳壽	委員

5 会議に出席した農地利用最適化推進委員(4名)

奥村	明之	委員
小谷	弥三郎	委員
西村	和彦	委員
山中	一仁	委員

6 説明員(2名)

農林水産課

7 傍聴人(0名)

8 議事日程

議案第156号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

- 議案第157号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議案第158号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案に関する意見について
- 議案第159号 土地改良事業参加資格交替申出（土地改良法第3条第1項第2号）について
- 議案第160号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について
- 報告第209号 農用地転用許可に係る事業計画の変更承認について
- 報告第210号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
- 報告第211号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
- 報告第212号 農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について
- 報告第213号 農地の転用事実等に関する照会について
- 報告第214号 土地利用協議について
- 報告第215号 農地法関係事務処理要領の一部改正に伴う農地法第3条の3の規定による届出書、農地法第4条第1項の規定による許可申請書及び農地法第5条第1項の規定による許可申請書の様式変更について
- 報告第216号 滋賀県都市農業委員会連絡協議会 課題別検討会議事業計画（農業委員会業務支援AIシステムの実証実験）について
- 協議事項 農用地区域変更手続きに係る事前協議制の導入について
- 連絡事項 第25期農業委員会の任期満了に伴う事務手続きについて

9 事務局

事務局長、事務局次長、係長、主査、主査

10 会議の概要

事務局長 それでは、第25期第37回大津市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日もマイクを準備させていただいております。ご発言の際には、必要に応じてお近くのものをお使いいただければと存じます。

最初に、大津市農業委員憲章の斉唱を行いますので、ご起立をお願いいたします。

なお、先唱につきましては、従前から議席番号順となっております。

本日は議席番号5番、井上 一夫 委員に先唱をいただきますので、以後一斉にご唱和をお願いいたします。

委員 それでは、よろしくをお願いいたします。

< 大津市農業委員憲章斉唱 >

事務局長 ありがとうございます。ご着席ください。

会議全体の司会進行は副会長の輪番制となっております。本日は、中部選出の副会長であります大伴四郎左衛門委員にお願いします。

この後の進行について、よろしく願いいたします。

副会長 それでは、議事に先立ちまして、本定例総会の成立について申し上げます。

本日は、森元直紀委員、万木巳壽委員、上田雄亮委員が所用のため欠席されております。在任委員18名のうち、ただいま出席委員は15名でございますので、在任委員の過半数に達しており、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本定例総会は成立しておりますことを報告申し上げます。

次に、会長からご挨拶をいただきます。

会長 < 会長挨拶 >

副会長 議事進行につきましては、大津市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長にお願いしたいと存じます。会長、よろしく願いいたします。

議長 それでは、日程に従い始めさせていただきます。着座で失礼します。
議事録の整理のため、発言にあたっては挙手し、議席番号と氏名を述べていただいた上で、ご発言いただきますよう、よろしく願いいたします。

また、携帯電話につきましては、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定していただきますよう、よろしく願いいたします。

議事が円滑に進行できますよう、よろしくご協力をお願いいたします。

それでは、大津市農業委員会会議規則第11条に基づき、本日の議事録署名人を指名いたします。

6番 小谷 英利 委員

8番 音野 茂 委員

お2人、よろしく願いいたします。

では、ただいまから議事に入ります。

お手元に農地法第3条・第4条・第5条の許可要件を説明した資料を備えていますので、許可・不許可の判断資料としてご活用してください。

なお、本テキストは次回の総会でも使用しますので、持ち帰らないようご注意ください。

まず初めに、議案第156号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

<事務局、資料に基づき説明>

議長 はい、ありがとうございます。

では、事務局の説明が終わりましたので、農地法第3条の趣旨に照らし、申請農地について権利の設定・移転が妥当であるかどうか、地元委員

のご意見をお伺いしたいと思ひます。

No. 1の八屋戸につきまして、地元委員よりご意見をよろしくお願ひしたいと思ひます。

委員

この案件ですが、5月1日現地確認をしました。先ほど事務局から説明がありましたように、先月、お買いになつた方の隣接した農地でございます。当日は譲受人と申請人、その会社の方、推進委員、前回と同じメンバーで現地を確認しました。

前回のときには、問題点もあるということで再度お聞きしました。3点ほどあるんですが、150日ほど農業に従事すると書かれて、それだけ来られるかということですが、委託で稲作もやっておられるというので、それを含み150日という説明を受けました。

あと、柿と栗を植えるのはどうするんだと。前回も中途半端な回答を得ていましたが、地元の前回説明しました方は地域でも信用のある方でございます。

その人に相談をして、よく相談して今後進めていくということでした。

あと、2番の地図を見ていただいたら分かりますが、その農地をもうセカンドハウスの周辺10枚からそれ以上買いたいというところで交渉中だと。それで、どうしても買うのは難しくなったら、ほかの土地を探してそこへ移転してもらって、その辺一体まとめて買いたいというような意向で、10枚を3枚くらいにして、自分の仕事上、その辺の作業はもってこいやという話をされておりました。観光農園、その辺で集客をして、今後の農業運営をしたいとおっしゃっておりました。

このようにこの辺の農地は私らももうどうしようもない、本当に耕作するのに大変な場所です。それをこういうふうに広げて、そういう観光農園、今後は農業として農地を使いたいという意向があるんですしたら、どのようにされるか、私も農業委員が終わりますが、次の方にもよく説明をして、私も2年、3年どうされるか目を離さず注意して、今後の農地を見守っていきたいと思ひます。どうかご審議、よろしくお願ひします。

議長

ありがとうございました。

続きまして、No. 2の伊香立生津町の議案につきまして、地元委員が本日欠席されておられますので、事務局のほうでお聞きのことがあればお願ひいたします。

事務局

事前に地元委員から確認しました内容を代読させていただきます。

去る4月29日に現地立ち会いをしまして、譲受人から聞き取りを実施しました。譲受人は〇〇にお住まいの方ですが、今回の申請地のすぐ近くに職場があり、ほぼ毎日こちらへ来られているとのことでした。農作業歴もなしと記載されていますが、以前に近くで半年から1年ぐらい芋をつくられていたことがあるとのこと、全く経験がないわけではないとのこと

した。現地の農地は3段に分かれているのですが、まずは真ん中の段で芋づくりから始めるとのことで、特に問題ないと判断しましたとのことでした。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。
続きまして、No. 3の太子一丁目の議案につきましては、地元委員からご意見のほうをお願いいたします。

委員 4月26日に推進委員と譲受人の立会いの下、現地調査を行いました。
これは、先ほどもありましたように、訳あって1度手放された農地ですが、今回これを買戻すということでまとめたものです。
ただ、所有者は変わっていましたが、従前から譲受人がずっと畑として利用されていまして、写真にも写っていますが、農作物は譲受人が従来からつくっておられると。今後も継続してつくっていくということですので、特に問題はないかと思えます。
ご審議、よろしく申し上げます。

議長 はい、ありがとうございました。
では、議案156号の3件分につきまして、何かご意見・ご質問等ございますでしょうか。

委員 特に問題ではないと思いますが、1番の前回同様、観光農園になっています。4ページの説明書によりますと水稻5,500㎡あるんですが、水稻のほうも利用されるわけですか。それとも、もう147だけの果樹園で、それで農作業を年間150日従事されるようなことになるんですかね。その辺、知りたいのですが。

事務局 水稻に関しましては、今、所有の農地、〇〇の〇〇と〇〇で農地をお持ちですが、そちらで水稻をやっている面積になりまして、今回の申請土地、八屋戸に関しましては、果樹園として使っていくというところで、水稻をされる予定ではございません。
以上です。

委員 はい、分かりました。

委員 それも確認しまして、農地としてはあまり水のない地域でもう逆水しているぐらいなので、水稻はしないというふうに確認はしました。
以上です。

議長 ほかがございませんでしょうか。よろしいですか。

(なしの声)

議 長 ないようでございましたら、お諮りをさせていただきたいと思いますが、よろしいでございますか。

(はいの声)

議 長 それでは、議案第156号のNo. 1について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第156号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No. 1は許可することに決定いたします。
続きまして、No. 2について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第156号No. 2は許可することに決定いたします。
続きまして、No. 3について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第156号No. 3は許可することに決定いたします。
続きまして、議案第157号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 はい、ありがとうございました。
事務局の説明が終わりましたので、この議案の分につきましては、4月24日に現地調査を実施していただいております。一日立会人委員に調査していただきましたので、農地法第4条の農地転用許可基準から見た審査状況について、3件分まとめてご報告をお願いしたいと思います。
なお、No. 2の真野普門一丁目の案件につきましては、地元委員としての意見も併せてお願いいたします。

委 員 3月24日、一日立会人として南庄町のNo. 1の土地は今現状のまま、このまま使用するということですので、事務局の説明があったとおりですので、何も周辺の農地に被害が出るということはないと思いますので、別断、

困ったことはないと思いますので、このままですのよろしく審議をお願いいたします。

続きまして、No. 2の真野普門の土地ですが、これは既に擁壁で固められ道、進入路となっていますので、今からどうのこうの言うことないですので、事務局の説明があったとおりですのでよろしく審議をお願いいたします。

続きまして、No. 3の衣川二丁目ですが、ここの農地、事務局が説明してくださったとおり、補足説明というのはほとんどないんですが、碎石やら敷かれて防塵等もきちっとされるようですので、周辺の土地も、奥を除いて申請地の人の所有地ですので、別被害が出るということはないとさそうで大丈夫だと思います。ご審議よろしくをお願いいたします。

以上です。

議 長 ありがとうございます。

それでは、続きまして地元委員さんのご意見をお伺いしたいと思えます。No. 1の伊香立南庄町の分ですが、地元委員が本日は欠席されておられますので、事務局のほうでお聞きのことがあればお願いいたします。

事 務 局 あらかじめ地元委員から意見を預かっておりますので、この場で代読させていただきます。

現地につきましては、もう以前より居宅として使用されており、周辺農地の耕作者も今年の2月に申請人から3条許可で譲り受けた方であることから、特段問題なく許可相当と考えるというところがございます。

以上、代読でございます。

議 長 はい、ありがとうございます。

続きまして、No. 2のほうは先ほど説明していただいておりますので、No. 3の衣川二丁目につきましては、地元委員よりご意見をお願いいたします。

委 員 先ほど一日立会委員と、事務局から説明があったとおりでございますが、当日4月24日でございますが、申請人のお父さん、そして申請代理人、それから事務局の2名、そして推進委員と私の合計6名で現地の確認をさせていただきました。

説明の中身はもう2人から、事務局と、一日立会委員から説明があったとおりですが、私も現地を確認させていただいて、30cm程度の盛土がされるわけですが、周辺にその被害が出るおそれというのは全くないというふうに感じましたので、よろしくご審議いただきたいと思います。

よろしくお願い申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。

それでは、説明が終わりましたので、何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

(なしの声)

議 長 特にご意見、ご質問等ないようでございましたら、お諮りさせていただきますと思いますが、よろしいでございますか。

(はいの声)

議 長 それでは、議案第157号のNo. 1について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第157号 農地法第4条第1項の規定による許可申請No. 1は許可することに決定いたします。
続きまして、No. 2について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第157号No. 2は許可することに決定いたします。
続きまして、No. 3について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第157号No. 3は許可することに決定いたします。
続きまして、議案第158号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案に関する意見についてを議題といたします。
それでは、農林水産課の説明をよろしく願います。

<農林水産課、資料に基づき説明>

議 長 ありがとうございます。
続きまして、事務局から回答案の説明をお願いいたします。

<事務局、回答案の説明>

議 長 はい、ありがとうございました。
それでは、全部の説明が終わりましたので、何かご意見・ご質問等ございますでしょうか。

(なしの声)

議 長 質問とかご意見がないようでございますので、お諮りさせていただいてよろしゅうございますか

(はいの声)

議 長 それでは、お諮りいたします。
議案第158号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案に関する意見については、回答案のとおりとすることに同意される方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第158号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案に関する意見については、回答案のとおり大津市長宛て回答することを決定いたします。

農林水産課の方、ありがとうございました。

続きまして、議案第159号 土地改良事業参加資格交代申出（土地改良法第3条第1項第2号）についてを議題といたします。事務局からの説明をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 はい、ありがとうございました。説明が終わりましたので、この議案第159号について、何かご意見・ご質問等ございますでしょうか。

委 員 ちょっと教えてほしいんですが、この交替の申出というのはどういう理由でなされるんですか。

事 務 局 こちら、今回、この書類を持ってこられた方に理由を聞かせていただいたんですが、やはり最近、土地所有者で遠方にお住まいであったりとか、もともと促進計画などで権利設定をしてしまうと、もう自分たちは関係がないみたいな形で、なかなか地域の集まりだったりとか、参加料などを徴収されている、そのときに、こういう法的な承認を得ていれば、あなた自身がしっかりこの土地改良事業の参加資格者だよという認識を促すためにも、きっちり法的に整理しておかないといけないというところから、本定例総会に諮らせていただいているところでございます。

以上でございます。

議 長 よろしいですか。

委 員 もうひとつよく分からないんですが、これはこの法人が耕作されている農地は全部その対象になっているということですか。

事 務 局 今現状、法律上、この法人が促進計画の権利設定を受けた側になりますので、法律の立て付けとしては、この土地改良事業に参加するその資格者というのは、今現状は法人になっております。

ただ、もしこの地権者からこういう申出があった場合、この農業委員会のほうで承認相当となった場合は、法人からこの土地の所有者に対して、この参加資格の資格が移るということになります。

以上でございます。

議 長 どうですか。よろしいですか。

委 員 結構です。ありがとうございます。

議 長 ほかにございませんでしょうか。

ほかに特にご意見・ご質問ございませんでしょうか。

委 員 基本的な話ですが、先ほどから参加資格というお話しいただいているんですが、もう少し咀嚼といいますか、分かりやすく参加資格というのはどういうものなのかという基本的な話を、ちょっと教えてください。

事 務 局 この土地改良事業の参加資格というのは、いわゆるこの土地改良区に属する耕作者の方たちのその事業の参加資格がどこにあるかというところで、原則として自分の土地を自分で耕作して、その土地改良区に属していれば、もう当然その地権者自らが耕作されているということで、その方がその土地改良事業に参加しなければならないような方という位置づけになるんですが、この法律の立て付けとしては、そもそも土地改良法は、この地権者ではなく、そこで実際に耕作されている方こそが、その土地改良事業に参加すべき者だというような法的な位置づけでございますので、本来でしたら促進計画で権利設定を受けているということは、法的には手続を経て今回でしたら法人がここで耕作をする方というふうに手続を踏んでおられるので、セオリーどおりいけば、法人がその土地改良事業の参加者様となるんですが、そのまま行ってしまうと、皆さん自覚がどんどん希薄化して、集まりにも参加していただけないと。そういったときに、こういう法的な手続を経てさえいけば、しっかり事業体としてもその土地所有者に対して責任について説明できると。

当然、今回のこの申請書、申出自体は地権者様からいただいているので、しっかりとその法人、土地改良区、あとは所有者様との間で話をまと

めた上で、土地所有者様をご納得された上で自分が土地改良事業に参加したいということで申出を頂戴しておりますので、あくまでも事務局側としては特段問題がない申請かなというふうに認識しております。

事務局　　すみません。平たく言ったら、所有者もちゃんと自分の土地でそういったことやらなあかんという自覚を持てと、賦課金等も払うようにと。言い方、悪いですね。

委員　　要するに、これから土地改良事業をされるわけですね。

委員　　もう終わっています。

委員　　終わっているのにまたこういう話をしているの。

委員　　多分、土地改良区が持っている土地、水路とか維持管理をするのに出てきてくださいということです。私は法人へ土地を渡していますので関係ないですと言って出てこられることがない。この法人は人数も少なく、ちょこちょこやるのが大変だからそういうことをされているのかと思います。

委員　　そういう出てこない人がこれだけしかおらんということですか。もっとおるのと違いますか。

委員　　もっともっといます。

委員　　勝手に申請できないので、納得されたのがこれだけということでしょう。

委員　　納得していない者でも土地は貸りているの。この法人が。

委員　　そうですね。それはできます。

議長　　すみません。挙手いただいて正式に発言をいただくように、議事録に載せる載せないということも出てまいりますので。

委員　　大体分かりました。ありがとうございました。

議長　　それでは、ほかにご意見・ご質問ございませんか。

(なしの声)

議長　　それでは、ないようでしたら、お諮りさせていただいてよろしゅうございますか。

(はいの声)

議 長 では、議案第159号をお諮りさせていただきます。
議案159号について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第159号 土地改良事業参加資格交替申出（土地改良法第3条第1項第2号）は承認することに決定いたします。
続きまして、議案第160号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 はい、ありがとうございました。
説明が終わりましたので、何かご意見・ご質問等ございますでしょうか。

(なしの声)

議 長 ご意見とかご質問ないようでございますので、お諮りさせていただいてよろしゅうございますか。

(はいの声)

議 長 それでは、お諮りさせていただきます。
公表することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第160号、令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表については、公表することに決定いたします。

続きまして、報告案件になります。報告第209号から214号並びに集計報告について、一括して事務局からの報告をお願いします。報告はもう簡単にさせていただいて結構でございます。よろしく申し上げます。

<事務局、資料に基づき報告>

<事務局、集計報告>

議 長 ありがとうございます。
ただいまの報告につきまして、何かご意見・ご質問等ございますでしょうか。ございませんか。

(なしの声)

議 長 それではないようでございますので、続きまして、報告第215号、農地法関係事務処理要領の一部改正に伴う農地法第3条の3の規定による届出書、農地法第4条第1項の規定による許可申請書及び農地法第5条第1項の規定による許可申請書の様式変更について、このことについて事務局からの報告をお願いします。

<事務局、資料に基づき報告>

議 長 はい、ありがとうございました。ただいまの報告について、何かご意見やご質問等ございませんでしょうか。ございませんか。

(なしの声)

議 長 それでは、ないようでございますので、報告第216号 滋賀県都市農業委員会連絡協議会 課題別検討会議事業計画（農業委員会業務支援AIシステムの実証実験）についての事務局の報告をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき報告>

議 長 はい、ありがとうございます。ただいまの報告について、何かご意見・ご質問等ございませんでしょうか。

(なしの声)

議 長 ないようでございますので、続きまして協議事項1 農用地区域変更手続きに係る事前協議制の導入について、農林水産課の説明をよろしく願いいたします。

<農林水産課、資料に基づき説明>

議 長 はい、ありがとうございました。ただいまの農林水産課さんからの説明について、何かご意見・ご質問等ございますでしょうか。

委員

何点かあるんですが、まず1点です。以前までの従来のスケジュールであろうが、今回の変更スケジュールであろうが、まず申請書を受け付ける、あるいは事前協議書を受け付けるという段階で、農林水産課としては、この用途の変更については、それでよいということで受理するというのが前提となるのか否か。まず、これ1点ですね。

2点目は、以前にもあったんですが、同意を求める添付書類があったと思うんです。書面の中で。例えば、土地改良事業区域なら田園づくり振興課ですか、そこの同意であったり、庁内の同意、関係部署の同意書やったと思うんですが、それと併せて農業委員への同意を求める書面があったんです。これは、農業委員会に付議する、協議するという以前に、その団体というか、その地域の農業委員が署名捺印をするというのは私はおかしいと思っているんです。やっぱり農業委員会に諮ってから、その後、地域の農業委員が同意をするなり、署名捺印するのは何とか仕方ないかなと思うんですが、そういう協議の以前に同意を求める、同意がないとこの申請書が成り立たないというようなシステム自体が私はもともとおかしいと思っているので、それは農林水産課が農林水産課の判断で最終するものであって、同意があるから許可を出す、変更する、そういった行為はおかしいと思うんですが、その2点、ちょっと教えていただけませんか。

農林水産課

ありがとうございます。1点目についてご説明、ご回答いたします。

4月受付時点で、今後は事前協議制の導入後は事前協議書の受け付けを行います。もちろんこちらは事前協議書を出していただく前段階として、申請者と農林水産課で今回出していただく案件自体が除外の要件として当てはまっているかであったり、出していただく事業計画が正当なものであるかというのを判断させていただいた上で、事前協議制の協議書を出していただくこととしております。

なので、従来であれば、申請書を出していただく時点である程度その案件について精査させていただいた上で、これであれば除外の手続が進めることができるなど判断して申請書を出していただいておりますが、そういった流れ自体は事前協議書というふうに置き換わっても変わらないものとなっております。4月の協議書を受け付ける段階で、要件に対して農林水産課で精査させていただいた上で、手続を進めたいと考えております。

次に、2点目のほうについてご回答いたします。従来の手続の中であれば、この4月の申請書を受け付ける段階で、そこに関係する地元の農業委員さんであったり、農業組合であったり、関係者に判子を押していただいた資料と一緒に提出していただいております。こちらにつきましては、今後、確かにおっしゃるとおり、農業委員会の総会を行う前段階で既に地元の農業委員さんに判子を押してもらった資料が必要であったというのが従来の手続となっておりますが、今後、事前協議制を導入させていただいた際には、こちらの事前協議書を受け付ける段階では、そういった関係者からの判子を押してもらった資料というのは必要としなくなります。

ですので、事前協議書を受け付けた段階では、そういった押印であったり、サインしてもらったものは特に出していただくがなく、その後に農業委員会での役員会、総会を経て農業委員会からの回答をいただいた後に申請書を出していただく、このタイミングで関係する農業委員であったり、地元の関係する方からの押印をいただいた資料を出していただくような手続きの流れに変更したいと考えております。

以上です。

委員 その農業委員会に付議してというか、問合せをして、ここで協議をして回答がそちらに行くのであれば、別に地域の農業委員がその後、同意というものに署名捺印する必要はないと思うんですが、いかがでしょうか。

すみません。これは農業委員単体、その地域の人が許可を出すわけではないんです。許可というのか、了解をするわけではない。これはこの総会18人が協議して、議論して決めるということですので、それが適正な回答であれば、別に地域の農業委員がその後、同意という、書面に署名捺印することは必要ではないというふうに思いますが、いかがでしょうか。

農林水産課 確かにおっしゃっていただいていることももったいなことだと思いますので、その点を踏まえて農林水産課のほうに持ち帰りまして、様式の変更ということも相談しながら検討させていただきたいなと思っております。

委員 はい、結構です。

議長 意見として農林水産課のほうでもう一度揉んでもらうということによろしいんですか。

農林水産課 そのようにさせていただきます。

議長 今の質問に関しては。

農林水産課 そのとおりです。

議長 ほかがございませんか。

委員 すみません。もう一つだけ。

A3のこのZ折りの部分で右下に用途区分変更についてというのがあるんですが、この一番下段④番に、「用途変更する面積が1ヘクタールを超えない場合」ということが明記されていますが、1ヘクタールを超える場合はどうなるんですか。

農林水産課 こちらの1ヘクタールを超える場合は、県に対して事前協議というよう

な、このA3の資料で言いますと、「A. 除外・編入・軽微ではない用途区分変更※の場合」と書かれたこちらの手続が必要になってまいります。

逆に、この右下に書いてあるように、1ヘクタールを超えない場合に当てはまる場合は、この下段にございますBの「軽微な用途部分変更※の場合」のほうの手続が当てはまることになります。

委員 はい、分かりました。

議長 そうしますと、今の最初の質問で出たもので揉んでもらうということになってくると、もう一度、協議事項ということで出してこられるということですね。どうなるんですか。

農林水産課 今回の件につきまして、ご指摘いただきました同意の件につきましては、内部で確認をさせていただくとして、お答えとしては委員会としての総意ということだけでいただければ、その形でお受けさせていただく、ないしは従来どおりお願いしたい、こちらのどちらになるのか改めてそのご報告はさせていただきますようにいたします。

その前提でなのですが、逆にご意見を伺いたいのですが、今の同意の件はその結果がどうなるかというのはあるとして、この事前協議制の導入そもそもそのことについては一定理解をするよという形でいただけるものなのか、いやいや、やっぱりこの事前協議の在り方自体についてももう一度、今の答えを踏まえての農業委員会としては考えたいんだというそのところ、ご意見をいただけますと我々としてもありがたく考えております。

我々といたしましても、皆様にご負担を大きくおかけするようなことは避けたいとは思っておりますし、またそれがこの事前協議制の導入ということで一定果たされるものでもあるのかなと考えておりましたものですから、事前協議制の導入の方向というのはお認めいただけるとありがたいなとは思っておるんですが、その辺りの感触と申しますか、この方向性は一定これで済とするが、さっきの同意の件だけはちゃんともう一度、お返事させていただくという感じで受け止めさせていただくべきか、いやいや、もうそれはやっぱり同意の件の答えが決まらんとこの導入をするしないのところも、今、ちょっとはつきり答えるのは難しいよというところなのか、その辺り、教えていただければというふうに思っております。

議長 それでは、その協議書に押印するしない、必要なか必要ではないんじゃないかという答えが今は出ないわけですね。

農林水産課 はい。

議長 ○○委員がおっしゃっておられるのは、それやったら必要ないのと違うかと。それについては今、答えは出ないわけですね。

農林水産課 そうですね。今、この場では。はい。

議 長 各委員さんのオーケーはそれで出ないのと違いますか。

農林水産課 承知いたしました。

議 長 皆さん、どうぞございますか。私としてはその考えになるんですが、○委員、違いますかね。

委 員 私は事前協議という制度、現地立会いも今回含まれていますので、これは大変よいことであるというふうには思っています。

ただ、私はそもそもその同意を書面で求めるということは極めてアレルギーを持っていまして、農業委員会の許可は署名捺印ないですよ。農林水産課の関係するものだけ、これ関係団体の同意を求めてはるんですよ。もう今は、ほとんどがこの同意を求めて、それが一体何の役に立つのかというのが私はそもそも分かっていけませんので、意味ないもんやと思っていますので、農業委員会のこの総会で付議してそこで決まれば、別に一地域の農業委員が署名捺印する必要は全くないというふうに考えていますし、これはなくして簡素化していくべきというのか、そういうことを思っていますので、できるだけそういうことはなくしていただくように、なくしていただく方向で考えていただきたいなというふうに思っています。

ですから、最後は市の行政が市の行政としてしっかり判断して、同意があろうがなかろうが判断して、これは許可となるのか、用途の変更になるのか分かりませんが、そういうふうにしていたというのが私は普通であらうかというふうに思っています。

ですから、事前協議制にされるということは、スケジュール的な問題もありますし、現地も見えていただけるということですから、それは大変よいことであらうというふうに感じます。

以上です。

議 長 農林水産課さんはどうですか。

農林水産課 ありがとうございます。

もう一度、いずれにいたしましても、この同意の件につきましてどうさせていただきますかというのはお返事をさせていただきますので、その返事を踏まえまして、この協議制をどうするかというところの最終のご判断はその機会のおきにお聞かせいただければと思います。せっかく今日のこの機会でございますので、協議制というのを改めて次回ご報告はしますが、その協議制を進めたいという我々のその考えに対しまして、今日、今の段階でその他ご意見やお考え等ございましたら、別の意見といえますか、この

協議制についてのご意見賜われましたら、それはありがたく思います。

議 長 では、またもう一度来ていただけると。

農林水産課 もう一度出します。

議 長 特にその同意云々のことに関してしていただけるということですね。

農林水産課 はい、ご説明を。

議 長 協議制そのものを進めることに関しては皆さん、こういう形で、農林水産さんの案として進めていきたい。ただ、その内容について再度、農業委員会の意見を聞きたいということでよろしいでございますか。

返事がないということは、よいということで承ってよろしいですか。

(はいの声)

議 長 では、そういうことで、よろしく願いいたします。

農林水産課 はい、承知いたしました。

改めて、同意の件は整理いたしまして、またご報告というか、ご説明させていただきます。ありがとうございます。

議 長 では、続きまして、連絡事項の1 第25期農業委員会の任期満了に伴う事務手続きについて、事務局の説明をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 ありがとうございます。ただいまの説明について、何かご意見・ご質問は。

委 員 この13日の定例総会は最後の総会なんですか。我々の。

事務局 そうですね。25期の最後の総会です。

委 員 解散式が先になっていますね。

事務局 そうですね。

委 員 解散が先になっているから解散しているのにまたやるのかと。順序として。

それと、提出物も13日ですが、総会も入っているから同時になるから、それもこれにも記入しないといけないでしょう。事前に記入しても同時に出したらいいんですが。

事務局 その書類だけ翌日でも結構です。

委員 その辺は臨機応変に。出さなくてもいいということではないですが。

事務局 はい。

委員 活動していなくても出さないといけないのか。

委員 これ、推進委員さんのところに郵送か何かで送られるんですか。

事務局 今回、議案書を送付したときに、農業委員、推進委員、該当する方をそれぞれお送りしております。

委員 その回収やは推進委員さんにもうお任せしておいたらいいんですね。

事務局 はい。農業委員さんで推進委員分をまとめる必要はありません。ただ、推進委員さんから農業委員さんにご質問等あるかもしれません。

委員 推進委員さんお願いしといて、推進委員も継続してくれる人はこれにまた26期もするんで返しませんというので、これだけ返せと。

事務局 はい、そうです。

議長 ほかはございませんでしょうか。

委員 今のこれ、報告書の推進委員さんと主に共同でしているところもあるんですが、先ほど最初に申されたように、口頭で擦り合わせて一致しているところは口頭でもいいんですか。それで、その中でどうしてもというところだけ、この箇条書きしてあるところを丁寧に書き入れるとか、どうしてもここだけは申し送りしておきたいという、それは今の推進委員が次期農業員になれるんで、割とツーカーなところがあるんですよね。そこら辺は簡素化してもよろしい。

事務局 はい。書面で確かに伝えたよというところを残したい部分が目安になります。

委員 はい、ありがとうございます。

議 長 ほかございませんでしょうか。

委 員 これ、この返却資料について、6番と7番、ご自身でシュレッダー処分とありますが、25期の終わりは絶対に返却、事務所へ持って来いというルールやったと思うんですが、ご自身のシュレッダー処分で我々にこの個人情報が入った重要な書類を任せといていいんですか、事務局的には。

段ボール箱に山盛りになってきた記憶が。だから、僕、段ボール箱山盛り持ってくるの嫌やったから、もう要らんやつは毎回テーブルの上に置いて帰っているんですが。

事 務 局 私どもはシュレッダー処分について推奨はしておらず、基本的には持ってきていただくように思っています。個人情報を漏洩させずに処分する自信がある、絶対やれるということであれば、シュレッダー処分についてやむを得ないと思うんですが、基本的には委員さんを守るという意味でも持ってきてくださいというのをお願いしています。それが基本の方針です。

議 長 ほかにございませんか。

(なしの声)

議 長 それではないので、最後に全体を通して何かございませんか。
それと、御出席いただいている推進委員の皆様も、何かご意見等ございましたらよろしくお願ひしたいと思ひますが、よろしいですか。

推進委員 いろんな文言が書いていますが、どうしても記入できないところはもういいですか。我々農業委員ではないし、推進委員として仕事をさせてもらった部分しか提出できませんし、細かい内容になりますが、できないところは別に構わないですか。

事 務 局 はい、大丈夫です。地域の該当する範囲で項目を選んでいただいて結構です。

議 長 それでは、ほかにもしないようでございましたら、司会のほうに返したいと思ひますが、終了後、私のほうから2点ほどお願ひ事項がござひますので、その点だけお願ひいたします。

では、司会のほうに返します。

副 会 長 ありがとうございます。以上をもしまして、第37回の定例総会の全て議案、報告、協議及び連絡事項を終了させていただきます。

ありがとうございました。

議事録署名委員

議 長（本郷 忠史 委員）

印

委 員（小谷 英利 委員）

印

委 員（音野 茂 委員）

印